

■平成 29 年度 耐震関係予算要求のポイント

1) 昭和 56 年以前の住宅の耐震改修工事補助の限度額を 120 万円から 200 万円に引き上げる。

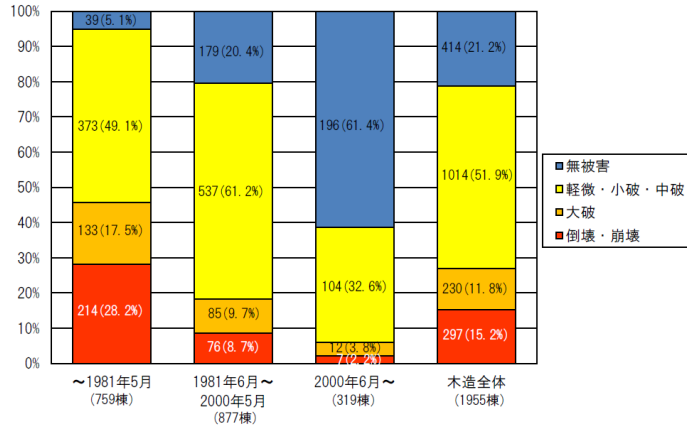
- ・現状の実効補助率が 25% 程度に留まっている現状を改善する。

(実効補助率が比較的高い共同住宅、長屋住宅については 120 万円に据え置く。)

- ・耐震改修を行う者への加算として実施し、小規模な住宅へ重点配分を行う。

2) 住宅の耐震診断補助対象を拡大する。

(1) 熊本地震を教訓に木造無料診断の対象を平成 12 年 5 月以前の住宅に拡大



(2) 東日本大震災を教訓に長周期地震動に対する再検討を補助対象にする。

- ・高さが 60 メートルを超えるものや免震構造の分譲マンションを対象

3) 住宅以外の補助対象として「地域の自主防災活動の拠点施設」を追加する。

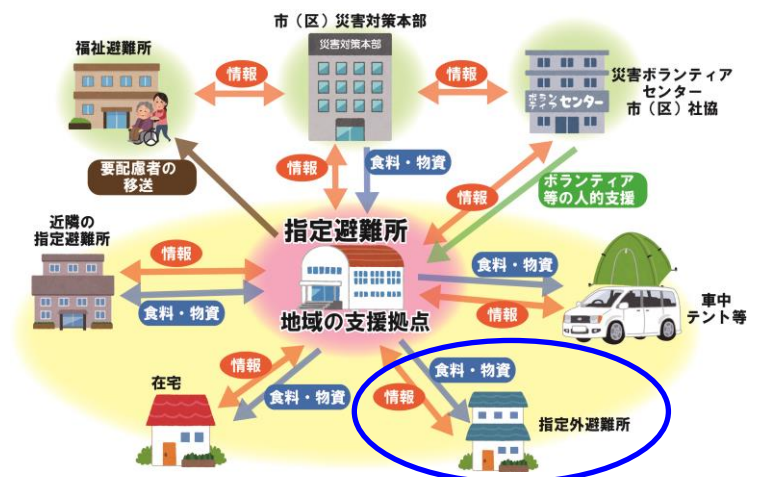
(1) 地域の自治会館等は地域防災計画でも、災害の拡大を抑止するための、指定避難所を補完する指定外避難所としての役割が期待されているが、老朽化しているもの、耐震性能が不明なものが多い。このままでは地震の発災時に期待される役割を果たせない恐れがある。

(2) そこで、登録された自主防災組織の申し出により、指定外避難所など自主的防災活動拠点施設として位置付ける自治会館等の耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事費に対する補助を実施する。

(3) (対象外)・堺市、大阪府、大阪府住宅供給公社、UR 都市機構等公的機関のもの

- ・マンションの住宅棟の一部や長屋の一部を使用しているもの

指定避難所を拠点とした災害対策(イメージ)



4) 早期に診断した緊急交通路沿道建築物への設計・工事の補助率を引きあげ早期の改修や除却を進める。

- ・補助率の拡充：設計 2/3 → 5/6、工事 2/3 → 11/15 (国費と同率の補助)
- ・補助対象工事の拡大：緊急時の輸送の障害となる危険な建築物の除却も補助対象とする。

5) 診断義務大規模建築物を中心に特定建築物の耐震改修を促進する。